

農地法第4条 許可申請添付書類

添付書類		窓口	摘要
誓約書			1部
土地改良区 又はの意見見書		改良区事務所 又は 水利組合	1部
被害防除計画書 (特に必要があると認める場合は隣地承諾書)			1部
位置図(住宅地図等に申請地の位置を示したもの)			1部
申請地を含めた周辺土地の 地籍図(写) 又は 公図(写)		地籍閲覧室 又は 法務局	1部
土地利用計画図(施設の配置・面積・施設間の距離、 資材や車両の種類・配置、法面や進入路等の範囲・面積を記載)			1部
被害防除計画図面(擁壁や排水経路等を記載した平面図・ 造成断面図等。土地利用計画図に記載して兼ねることも可)			1部
資金証明書 残高証明、預金通帳(名義人及び残高のページの写)、 融資証明(住宅ローンは本審査前の事前審査結果で可)等		金融機関	1部
許可を要する場合	道路(水路・河川)占用許可申請書(写)	建設課	1部
	宅地造成等規制法に係る許可申請書(写)	都市施設課	1部
	公共用財産の用途廃止申請書(写)	建設課	1部
	開発行為許可申請書(県知事宛)(写)	都市施設課	1部
	開発行為(届出)協議書(市長宛)(写)	企画振興課	1部
	墓地経営許可申請書(写)	環境企画課	1部
	その他関連法令の許認可申請書(写)		1部
※他法令にかかる許可を要する場合の申請書は受付印のあるもの			
申請地の土地全部事項証明書(登記簿謄本) (相続・分筆登記済であること)		法務局	1部
土地所有者の、土地全部事項証明書に記載の住所・氏名と 住民票の住所・氏名が異なる場合は、土地全部事項証明書の 住所・氏名から住民票の住所・氏名への変更がわかる 土地所有者の住民票抄本又は戸籍附票(写)		市民課	1部
地上権、質権等転用の妨げとなる権利が登記されている場合は 権利者等の抹消同意書又は転用同意書			1部
法人の場合	法人の登記事項証明書(登記簿謄本)若しくは 定款又は寄附行為(写) (法人の名称・所在地・代表者の氏名がわかるもの)	法務局	1部
	転用目的が定款等に定められた目的又は業務以外の ものである場合、事業実施の意思決定に係る議事録		1部

※申請地に小作権・利用権の設定がされている場合は解除すること。

※建築予定の場合は、必ず都市施設課で建築基準法上、建築可能なことを確認すること。

※添付書類は、申請日時点の内容と相違ない状態のものであること。

※申請内容により、上記以外の書類を求める場合があります。

誓 約 書

下記農地を転用するため農地法に基づく許可申請をするにあたり、次のとおり誓約します。

- 1 申請の使用目的以外に使用しません。
- 2 申請書に記載されたとおり施工します。
- 3 隣地及び付近に被害を及ぼしません。

万一被害を生じた場合は損害賠償します。

記

土地の表示

井原市 町 字 番 m^2

年 月 日

申請人 住 所

氏 名

井原市農業委員会会長（岡山県知事） 殿

農地転用意見書

年　月　日

土地改良区

水利組合

本土地改良区

内の農地の転用につき、転用組合員及び転用関係者から、農地法第4条
本水利組合第1項の規定による許可申請を行うための意見書の交付申請があつたので、農地法施行規則
の規定に基づき、下記のとおり意見を述べます。

記

1 転用農地の所在地

町名	字	地番	地目	面積
井原市 町				m ²
井原市 町				m ²
井原市 町				m ²
井原市 町				m ²
井原市 町				m ²

2 転用組合員及び転用関係者

転用組合員（土地所有者）

3 地区除外等協議

協議済

協議未済

協議不要

4 土地改良施設（かんがい排水施設、農道、農業用水路等との調整）

適当

不適當

(不適當のときはその理由)

5 受益面積による調整

適當

不適當

(不適當のときはその理由)

6 取水、排水が周辺農地に及ぼす影響

悪影響なし

悪影響がある

(悪影響があるときはその詳細)

被　害　防　除　計　画　書

転用事業者名

項　　目	対　　応
転用地からの土砂の流出、たい積、崩壊に対する防除計画について	
雨水排水・生活雑排水について	
近傍農地の日照・通風について	
その他 (ガス・湧水・粉じん・捨て石・鉱煙等により影響を及ぼす恐れがある場合)	

記載例

被害防除計画書

転用事業者名 申請人の氏名を記載

項目	対応
転用地からの土砂の流出、たい積、崩壊に対する防除計画について	(記載例) 別添図面のとおり → <u>断面図等による造成計画図を添付</u> 申請地と隣接地の境界部分には、コンクリート擁壁を設置し、盛土部分の崩壊により、隣接地へ土砂が流出しないよう留意します。
雨水排水・生活雑排水について	(記載例) 別添図面のとおり → <u>平面図等による排水計画図を添付</u> 申請地への雨水は、擁壁内周に排水路及び沈澱枡を設け、既存排水路に接続します。 申請地の土砂は、沈澱枡に流入するようにし、隣接地及び水路に流入しないよう留意します。 生活雑排水については、合併浄化槽に接続し、直接既存の排水路に流入しないよう留意します。 (生活雑排水については、公共下水道に接続します。)
近傍農地の日照・通風について	(記載例) 予定建築物は木造2階建で全高6m程度のものです。北側に隣接農地がありますが、建築物は境界から4m離した位置に建築し、北側農地の日照・通風に支障が極力ないよう留意します。(特に必要があるときは立面図、日影図等を添付) 露天駐車場として使用し、建築物を建築しないため、近傍農地の日照・通風に支障はありません。
その他 (ガス・湧水・粉じん・捨て石・鉱煙等により影響を及ぼす恐れがある場合)	(記載例) 予定建築物は木材加工場であり、操業に伴いオガクズの飛散が予想されますが、密閉構造のオガクズ一時保管施設を設置し、周辺に飛散することのないよう留意します。 ※住宅等、これらの恐れが無いときは「なし」と記載。